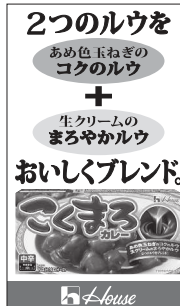


生活者優先時代を実現する 2017年(平成29年) 4月25日 2197号 毎月5日、15日、25日発行

# 日本消費経済新聞

©日本消費経済新聞社2017

〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7 Tel: 03-3263-1191 Fax: 03-5276-7878  
URL: http://www.nc-news.com 昭和46年12月24日第三種郵便物承認購読料 1年8,400円  
半年4,200円

## 地方消費者行政支援 交付金の後継問題

# 恒久的な財源措置必要 消費者庁検討会で野洲市要望

本年度までしか消費者行政推進交付金を活用した新規事業ができなくなることから、その後の地方消費者行政への国の支援のあり方を議論している消費者庁の検討会で4月13日、ヒアリングに応じた滋賀県野洲市は、「相談員人件費を含む恒久的な財源措置」を要望した。これに対し、検討会委員からは「地方交付税措置された消費者行政推進費と、実際に使われている額に大きなかい離があるのが、何ともつらい」「なぜ、かい離があるのかは、先進自治体の話を聞いても分からない」「先進事業を掘り起こして底上げしていく方が、遠いようで近い」「人件費に使える事業費補助として交付金をどう組み立てるのが一番のポイント」などの意見が出ている。6月に報告書をまとめる方針で、次回5月26日、報告書案が検討される。検討会は、5県1市の先進事例をヒアリングした。消費者行政推進交付金の3割が相談員人件費に当てられる中で、交付金を使って相談員を配置している市町村の意見は聞いていない。多くの自治体から意見を出すことが求められる。

(相川優子)

## 「地方交付税措置、使われず」 「交付金による底上げが適当」

### 市役所の総合力で包括的相談体制 “おせっかい”合言葉 野洲市

滋賀県の南部に位置する野洲市は、職員のおせっかいを合言葉に、市役所の総合力で包括的な相談体制を

現している。市役所正面玄関を入った一等地にある市民生活相談課が、市民生活にかかわる総合窓口として、消費者行政と生活困窮者支援に取り組んでいる。

市民生活相談課の生水裕美課長補佐は、市役所の総合力で相談に当たるメリットとして、①いくつもの課題を持つ人の相談をワンストップで受け止めることで、さまざまな支援制度の情報を提供し、それぞれの専門家に確実につなぐことができる②国民健康保険料の滞納など市役所が持つデータで、相談者が自ら相談に来なくても、発見して相談につなげることができる③の2点を挙げている。

野洲市では、全国で初めて訪問販売

事業者に登録制を導入する「野洲市くらし支えあい条例」を2016年6月に成立させ、10月から施行している。暴力団構成員がかかわっていないことを要件に101社が登録している。

消費者安全法が求める消費者安全確保地域協議会も条例に規定し、1月に全国で初めて、消費者庁から行政処分を受けた事業者の顧客名簿の提供を受けた。市が持つ高齢者・障害者情報、警察が保有するデータと突合せ、約100人の見守りリストを作成している。

### 「相談業務の要は、人材」 生活困窮相談4分の3国負担

生水課長補佐は、「交付金がなければ、条例はできなかったと言っても過言ではない」と交付金の役割を高く評価。「市民の安心安全な暮らしを守るためには、現場で必要と思う事業を的確に行うことが重要で、交付金がなければ市民のために必要な事業ができなくなる」と話した。

また、「交付金が活用できる期限後、交付金が人件費に使われている相談員の雇用の継続が危惧される。雇用が継続できなくなれば、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に入力する市町村が減り、消費者庁の情報収集に支障をきたすことになるの

ではないか」とも指摘した。

野洲市市民生活相談課は正規職員5人と嘱託4人、臨時1人の相談員の9人で組織されているが、生活困窮者の自立相談を担当する相談員4人は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業への厚生労働省の負担金を活用して配置している。自治事務の負担金事務として、人件費も含め4分の3が措置されている。

生水課長補佐は、「恒久的な財源措置のおかげで、相談員の人件費を継続して確保でき、当課の相談体制を整備することができた」と報告。「相談業務の要は人材」として、「国が責任を持って地方消費者行政を支援するためには、相談員人件費を含む恒久的な財源措置が必要」と訴えた。

### 「負担金事務は義務付け」 「他の自治体はどうなのか」

これに対し、小西砂千夫委員(関西学院大学大学院経済学研究科教授)は、「野洲市は、お金があればできる。しかし、他の自治体は、お金があってもやっていない。交付税措置は伸びているのに、マイナスの決算かい離があるのが何ともつらい」と指摘した。

2016年度は地方交付税の消費者行政推進費として、都道府県分64億円、市町村分207億円の計271億円が配分されている。しかし、地方交付税は、配分後は自治体が自由に使えるため、実際に消費者行政に使われているのは、都道府県33億円、市町村64億円の計97億円に過ぎない。

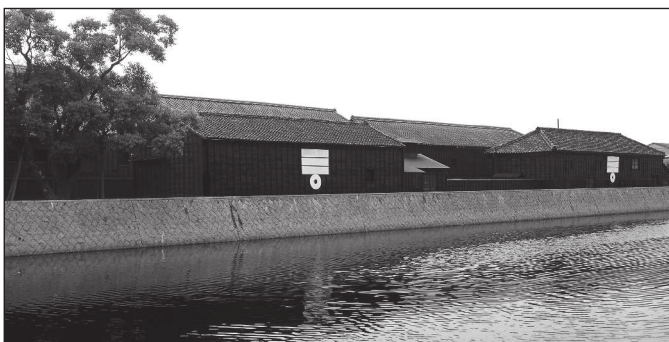
「負担金事務にするというのは、義務付けて、絶対にやれということだ。やりたい自治体はいいが、他の自治体はどうなのか。なぜ、かい離があるのかは、先進的な自治体の話を聞いても

### 休刊号のお知らせ

いつも日本消費経済新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。さて、今号(2017年4月25日号)を「消費者月間合併号」とし、次号(2017年5月5日号)を休刊とします。

日本消費経済新聞社

## 『消費者月間合併号』



やがて、いのちが変わるもの。

**mizkan**  
やがて、いのちが変わるもの。